

第21回教育委員会会議

1 日時 令和3年12月28日（火） 午後3時00分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
山口 照美	生野区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
三木 信夫	理事兼政策推進担当部長
川本 祥生	総務部長
上原 進	学校環境整備担当部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
水口 裕輝	教育センター所長
村川 智和	総務課長
仲村 顕臣	首席指導主事
山崎 真由美	I C T推進担当課長
花月 良裕	学校適正配置担当課長
武井 宏蔵	施設整備課長
本 教宏	教職員人事担当課長

上田 慎一 教職員服務・監察担当課長
中道 篤史 初等・中学校教育担当課長
古田 晃久 首席指導主事
三枝 由佳里 首席指導主事
松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第122号	職員の人事について
議案第125号	大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案について
議案第126号	審査請求に対する裁決案について
議案第127号	小学校及び中学校における「土曜授業」について
議案第128号	職員の人事について
議案第129号	職員の人事について
報告第25号	職員の人事について
報告第26号	令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
報告第27号	訴訟の状況について
報告第28号	令和4年度予算要求状況について
協議題第34号	「総合的読解力育成カリキュラム」の開発について
協議題第35号	「大阪市教育振興基本計画」について
協議題第36号	学校教育ICTビジョンの改訂について

なお、議案第122号、第128号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第127号、第129号、報告第27号、第28号及び協議題第34号から第36号につい

ては、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第25号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、教務部担当係長の免兼務発令、区役所における人事異動に伴う免兼務、兼務発令について、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により、本日報告するものである。

課長級の異動であるが、山中和彦については、異動に伴い、教育委員会事務局総務部教育政策課住之江区教育担当課長の兼務を免じた。後任として、住之江区役所窓口サービス課長代理、福田佳代子を充てた。次に教務部担当係長、小牧敏美については、保健所感染症対策課担当係長の兼務を免じた。次に、大正区役所保健福祉担当係長兼務、総務部教育政策課担当係長の補充として、大正区役所勤務の道下智章と、中央こども相談センター担当係長、林真希を充てた。最後に、東成区役所市民協働課担当係長、小岸義弘については、教育委員会事務局総務部教育政策担当係長の兼務を免じた。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第125号「大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案について」を上程。

上原学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

生野区の大池小学校については、令和3年4月に同区の御幸森小学校と中川小学校を統合し開校したが、令和4年4月には、大池小学校と舍利寺小学校の一部を統合して、大池中学校と連携型小中一貫校となることに伴い、一貫校としての通称名を定めるというものである。大池小学校と大池中学校、この小中一貫校の通称を「小中一貫校 大池学園」としたい。また、施行期日は、令和4年4月1日としたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 この通称の決め方ですけれども、地元の意見などはあるのですか。

【上原学校環境整備担当部長】 学校活性化条例に基づき、学校の統合にあたりまして

は、学校適正配置検討会議を開催し、地域、保護者から成る委員の方々から、標準服や校章、校歌など、ご意見をいただきながら進めてまいりました。小中一貫校の通称につきましても、意見交換等により決まったものでございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第26号「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

文部科学省より本調査の結果が公表されたことに伴い、本市の結果及びこれまでの取組について報告する。

全国、大阪府、大阪市の小中学校別の数値を示している。また、暴力行為発生件数といじめ認知件数は100人あたりの比率、不登校児童生徒数については、在籍比率を百分率にて3年間の比較を示している。

まず、暴力行為発生件数については、小中学校ともに令和元年度より減少傾向が続いている。令和2年度の小学校については、前年度の約6割減、中学校においても前年度の約4割減と、大幅な減少となっている。

次に、いじめの認知件数であるが、文部科学省はいじめについて軽微なものも見逃さないよう、積極的な認知を求めている。本市における小学校のいじめの認知件数については、令和2年度1000人率において全国の約2.5倍となっている。中学校においても積極的な認知が進み、令和元年度には過去最多の1368件となり、平成27年度の約1.5倍となっている。令和2年度においては、小中学校ともにいじめの認知件数が減少しているが、いじめの認知件数の減少は全国的にも見られることから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活環境が変化し、児童生徒間の物理的な距離が広がったことや、例年より年間の授業日数が少ない学校もあったことや、これまで以上に児童生徒に目をくばり、指導や支援をしたことが影響したと考えている。

次に不登校児童生徒の在籍比率について、こちらは全国と比較して、小学校で約1.2倍、中学校で約1.6倍となっており、引き続き本市の喫緊の課題となっている。

次に、これまでの本市の生活指導にかかる取組の流れであるが、暴力行為発生件数の減少に向けての取組としては、平成24年度の桜宮高校の事案を受け、「体罰暴力行為の防止及

び発生時の対応に関する指針」や「部活動指針～プレイヤーズファースト～」を示すとともに、その徹底を図ってきた。また、児童生徒に予めしてはいけないことを明確に示し、自らを律することを目的とした「学校安心ルール」を平成30年度以降、本格導入している。本年度は「学校安心ルール」の更なる徹底に向け、各学校に対して指導助言を行う担当指導主事を対象とした研修会を、西村顧問を講師として招き実施した。これらの継続した取組が暴力行為件数の減少につながったと考えている。

いじめ対策については、平成25年度に「いじめ防止対策推進法」が定められ、本市としても平成27年度に「大阪市いじめ対策基本方針」を策定するとともに、スクールロイヤーやこどもサポートネット、スクールソーシャルワーカーの活用など、問題が深刻化する前に専門家に相談できる体制の構築を進めてきている。さらに、昨年度に引き続き、全教職員がいじめ対応についての理解を深め、しっかりと対応できるよう、eラーニング研修及び振り返りチェックシートを実施しているところである。また、1人1台学習者用端末を活用した、「いじめアンケート」や「相談申告機能」の運用も始めている。

不登校対策としては、昨年度、不登校支援をより充実させるため、教育支援センターを開設した。本年度はさらに2箇所の教育支援センターを増設し、不登校児童生徒の学校以外での学習の場としての受け入れを行っている。また、中学校3校を不登校対策モデル校に指定して、不登校対策にかかる調査研究を進めているところであり、本年度はそのモデル校の取組にかかる好事例などを広めるための研修を実施した。

関係する資料を用意したので紹介させていただく。こちらは全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における調査項目のうち、「人が困っているときは、進んで助けていますか」という問いに対する回答状況である。肯定的な回答をしている児童生徒の割合は、小中学校ともに徐々に増加しており、全国の数値に近づいていることがわかる。本市で取組んでいる「学校安心ルール」には、基本的な約束事として、人に親切にするという記載があることから、これまでの各学校における取組が、「人が困っているときは、進んで助ける」という児童生徒の育成の一助になっていると考えている。

続いて、平成30年度以降のいじめ発見のきっかけについて示している。小中学校ともに教職員等が発見している割合が、いずれの年度も全国を上回っており、各学校の教職員が積極的ないじめの認知に努めていることがわかった。これまで各学校がいじめについての理解を深めるために、いじめの定義について、校長会や研修会、また教職員全員に実施したeラーニング研修などを通して、各学校にその理解を進めてきた成果であると推測して

いる。なお、令和2年度の調査でも、小中学校あわせた認知件数のうち、93.3%については、いじめの現状の状況についての項目で解消していると報告されている。引き続き、いじめを決して見逃さないようにするとともに、いじめを生じさせない学校となるよう今後でも取り組んでいく。

不登校対策に係る資料だが、本市における不登校児童生徒数は年々増加傾向が続いているが、不登校の要因として多いのは、小中学校ともに「無気力、不安」、「生活リズムの乱れ、遊び、非行」に起因することが多く、他に小学校では、「親子の関わり方」、中学校では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い傾向となっている。

本市で設置した教育支援センターの状況であるが、昨年度の登録生徒数は62名であったが、本年度は対象を小学生にも広げ、11月末現在で143名の児童生徒が登録している状況である。今後も教育支援センターが不登校対応の拠点となり、各学校に対して助言や情報提供を行うなどの支援に努めていく。

これまでの様々な取組により、暴力行為件数の減少や積極的ないじめの認知など、成果が見られた一方で、不登校問題に対しては様々な課題が見えてきていることから、今回公表された調査結果や、各学校の不登校の詳細な状況把握などにより、新たな不登校児童生徒を生まないように、不登校の要因等の分析をさらに進め、不登校の未然防止や解消及び支援の充実に向けた取組を進めていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 いじめ事案が発生し、その後、各校で初動調査を行い、指導が終了した後に担任が継続観察していくのがふつうだと思うのですが、その継続観察と指導の内容が児童・生徒が学校へ戻っていく率を高めると思うのです。その中で、模範的な指導事例等があれば、教員間で共有できるシステムをつくった方がよいと思います。大阪市の場合は教員の平均年齢が低く、経験値が少ないわけですから、事案が発生して対応した過程を共有できれば「生きた」教材になると思うので検討をお願いしたく存じます。全国的に増えている不登校の問題もあります。この不登校の比率が、令和2年で書かれているのが、数字だけ上がっていくという報告だけでは不十分で、学校がどのように対応したかなども聞かせていただきたいものです。

【福山指導部長】 今、委員からご指摘いただいたように、各学校で様々な取組をやっております。それら好事例を多くの学校に周知することによって、対応がスムーズにで

きるようになればいいと思いますので、来年度以降の研修でどのようにしていくかというのを考えていきたいと思います。それから、その不登校の在籍比率なのですけれども、令和2年度でいきますと、小学校で1.19%、中学校で6.48%ということになっておりますので、両方を見ても、全国から比べても多い状況になっているというのは間違いないと思います。

【平井委員】 はい。結構です。

【大竹委員】 本市における不登校児童生徒数というのを見ると、例えば小学校でいくと、平成29年から30年で見ると203人急増しています。また、令和元年と2年で見ると330人強と、極端に増えている。それから中学校の場合でいくと、例えば平成30年から令和元年で見ると400人ぐらい急増している。また、令和元年から2年で見ると220人急増していて、この辺りのこういった急増の理由というのはわかりますでしょうか。

【福山指導部長】 各学校から様々な報告をいただいているものの、これが一番の要因であるというところは、本市全体としては分析に至っていないのが現状です。先ほど申しました中学校3校で不登校対策についての実証研究をしておりますので、その学校において、様々な分析をしながら、本市としての対策を考えていこうと思っています。

【大竹委員】 ただ色々経年で見ると、やはり特異点で何か出ていて、大きく出たときは何か理由があるというのが普通の数字の捉え方だと思うので、特になぜ特異点が出たかというところを注意してやれば、分析がしやすいのではないかというふうに思いますので、ぜひその辺りを分析していただければありがたいと思います。

【福山指導部長】 はい。ありがとうございます。

【栗林委員】 大竹先生が指摘されたことと関連するのですけれども、特に不登校について、急速にその数が増えているのは、全国的には外国人児童がかなり多くなってきて、そういった子どもたちが教育支援を十分に受けられず不登校になっているケースが出ていくということ。それから、ヤングケアラーといって家庭事情で子どもが学校にいけなような状況に置かれているということが、特に大都市圏で多く起こってきているというようなことが、文科省の資料分析でも言われ始めています。特に大阪市は人口が270万人ぐらいであって、狭い面積の中にたくさん人が住んでいる。一方、京都府はかなり面積が広くて、今雪が降っていて通行できないようなところまで京都府の中にあるけれども、人口は全体で240万人ぐらいしかいないでしょう。そういう1人あたりの面積というのが全然違うのだと思うのですね。大都市圏のそういう特徴というのがやっぱりあると思いますので、大

竹先生が言われたとおりで、ここはやはり分析して特徴を掴んで、それにどう対処していくかということ、我々も一致協力して対応を図っていく必要があると私も強く感じています。アンケートの形がいいのか、あるいは別途の調査がいいのか、そこは検討が必要だと思いますが、取組を進める必要はあると強く感じていますので、よろしくをお願いします。

【福山指導部長】 承知いたしました。個々の事例も見ながら、検討して、決定していきたいと思います。

【森末委員】 短く3点ぐらいありますけれども、第1点は、暴力発生件数ですが、小学校は府と比べても、9分の1ぐらいから8分の1ぐらいで、中学校も府と比べて半分以下となっているのですけれども、この理由として「学校安心ルール」が施行されたということはあるのでしょうか、「学校安心ルール」が学校で運用されたのは平成30年度以降であって、そうするとそれ以前の数字と比べて、「学校安心ルール」を施行した後で、有意的にかなり減っているということは言えますか。

【福山指導部長】 今そこにお示ししているのは3年分、平成30年度から令和2年度までとなります。今、委員のご指摘にありましたように、「学校安心ルール」を各学校で本格的に活用しだしたのが平成30年度以降であり、スタンダードモデルでありますとかを、前年度とか前々年度に示しながら、各学校で検討してくださいという期間が2年ぐらいあったというふうに記憶しております。平成28年度の暴力件数の総計でいきますと、小学校で358件、中学校で805件ありましたので、そこから平成30年度を見ますとやはり減っている状況にあり、学校安心ルールの徹底とともに、それ以前に先ほども申しましたけれども、「体罰暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」というものを平成25年度に示しました。これは桜宮事案を受けて、体罰暴力行為の撲滅ということで指針を示したわけですが、指針については教職員に対する指針ですから、これを先生たちに徹底すること、それから「学校安心ルール」を児童生徒たちに徹底していくことの双方が相まって、暴力行為が年々減ってきているのではと考えております。

【森末委員】 とてもいいことなのですが、平成25年度以前やそれより前ですけれども、それは大阪府と比べて大阪市はどんな感じでしたか。やはり少なかったですか。だいたい同じぐらいだったのですか。

【古田首席指導主事】 府が公表していないので、比較ができませんでした。

【森末委員】 理解できました。その時はわからないですね。でも、双方が相まって減っているということは言えるのだろうということですね。2点目ですけれども、いじめ認知

件数について、小学校は府と比べてもとても多いですね。逆に中学校は少ないですよ。これは何か要因として考えられることはあるのでしょうか。

【福山指導部長】 件数としては少ないのですけれども、1000人率で見ますと、市の方が上回っているところがありますので、学校数、生徒数で見るとそういう差になります。

【森末委員】 違います。1000人あたりで見て、小学校であれば90.3対168.7でしょう。逆に中学校でいくと25.4対18.8で、そんなに変わらないのだけれどやや少なくて、小学校の方がすごく多いというか、いいことなのですけどね。認知件数が、中学校で少ないのは何か要因として考えられませんか。

【福山指導部長】 中学校でも、いじめを軽微なものから認めよう、認知しようということで、意識が高まってきているのですけれども、小学校の認知する基準に比べて中学校の基準がそこまで細かいところまでいっていないというのは、現状あるのかなとは思いますが、具体的にこれが要因というのは、把握していません。

【森末委員】 先ほどのご説明聞いていて、要するにいじめの定義というのを広く考えると、大阪市では、小学校の場合は中学校と違って、殴ったり蹴ったりというよりは、もう少し軽微な形のいじめというのも多いと思うのですけれども、そういったものも認知するとして大阪市が広くとっているから、小学校で見つけやすくて、中学校では明らかな分だけなので大きく変わらないということなのかなと、若干思ったのですが、その辺も分析してもらったと思います。もう1点、不登校の主な要因として、小・中ともに、「無気力、不安」というのがトップですね。不安というのが、質問の仕方が不安と書いてあるからそうなのかも知れないけれども、これは何の不安なのかなという、例えば今でしたらコロナの不安とか、もっと言えば友達関係の不安とか、その辺りは踏み込んだ質問をされていないのですか。

【福山指導部長】 この調査の項目自体がこういう割り振りになっていまして、そこに学校の教員が子どもの様態に合わせて記入していますので、それが無気力なのか不安なのかというのは、統計上はわかりにくくなっています。

【森末委員】 でも無気力と不安というのも違うものですし、不安の中でも色々あるので、統計の取り方も考えてもらったかなと思います。そうでないと、実態がわからないのではないかという印象です。

【異委員】 私からは2点です。1点目は感想になるのですけれども、暴力行為が減っ

ているのと、いじめの発見の割合が増えているというのは、非常に喜ばしい点かなと思いましたが。もう1点なのですけれども、不登校支援の現状を見させていただいて、やはり本市においては不登校が深刻な課題というか、問題と捉えております。森末委員もおっしゃっていたのですけれども、要因ですね。「無気力、不安」であったり、いわゆる心、メンタル的な、非常に幅広くなると思うのですけれども、こういったところが要因ということで大きな割合を占めているなど思っております。不登校支援の現状で、教育支援センターが3箇所あり、登録者数も令和2年に比べたら令和3年が倍以上増えているということで、非常にニーズがあるというように受け止めております。大阪市としては非常に手厚い対応、支援をしていると思うのですけれども、今後、こういったところの登録者数が増えてきた後、受け入れるのはいいとして、将来長い目を見たときに、小学校、中学校も含めてだと思えるのですけれども、社会では自立というのが必要になってくると思うのですね。本当に手厚い支援というの、この時期は必要だと思いますが、反論があるかもしれないのですが、いずれはやっぱり自分で立ち直るといいますか、そういうメンタル面の強化とか回復とか、立ち直る力というのもつけていってほしい、もし自分の子どもだったらそういうふうに思います。本市の子どもも同じように思っていますので、やはりそういう心の強化という部分を、難しいかもしれませんが、それこそ生き抜く力というところにつけていってあげたいと思います。その先、長い目を見たときにどういった力をつけさせてあげたらいいかというの一度検討いただきたいと思っております。

【福山指導部長】 ありがとうございます。教育支援センターの方でも、今、学びの保障という観点で、児童生徒がそこに通級して学んでいるというのものもあるのですけれども、やはり今委員がおっしゃったように、社会的自立に向けて、どう子どもたちを支援していくのだということが大きな目的になろうかと思っております。そこは在籍校の学校の先生と、それから支援センターの支援員とが色々話をしながら、その子ども一人ひとりの様態を見ながら、できたら他者とのつながりを持ったような活動もこの支援センターでできればいいのになとは思っているのです。私も視察に行ったのですが、センターに来ていた子は個別で勉強している、横の子とはなかなか接触ができないというような状況ですので、その辺りの支援、センターにおける人間関係づくりが始められたらいいのにと思っているところです。まだ支援センターを作ったばかりですので、教育内容の充実を図っていきたいと思っております。

【平井委員】 外国にルーツをもつ子どもですが、秋の段階で確か全国で5万人ぐらい

いたのではなかったでしょうか。小学校、中学校に在籍していると思うのですが、実質人数はどれくらいいるのか、不登校やいじめの対象になっていないのかなど、しっかり調査する必要があるように思いますがいかがでしょうか。

【福山指導部長】 ありがとうございます。人数はすぐ出るかと思えますけれども、今手元にありませんので、またご報告できたらと思います。

【山本教育長】 今いただいたご意見を参考にしながら、回答が残っている分についてはまた次回以降回答するようお願いいたします。

議案第126号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年6月14日に請求人より、令和3年度使用教科用図書採択（中学校）に係る配付資料を求める公開請求があり、教育委員会は、教科書採択途中であるため、本件請求に係る公文書を条例第10条第1項に基づき、調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項と選定委員の名前、所属及び職名をそれぞれ公開しないこととして、部分公開を決定した。この決定に対し、請求人より教育委員会に対し令和2年7月24日に本件決定を不服として審査請求がなされたことから、審査庁である教育委員会が、第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行った件である。なお、請求人には、教科書採択終了後、情報提供としてすべて公開している。大阪市情報公開審査会からは、本件決定のうち、別表1から別表4に掲げる部分を開示すべきであり、本件決定のその余の部分は妥当であるとの答申がなされた。

公開すべきとされた主な理由について、アの別表1に掲げる情報について、既に公にされているものであること。ごく一般的で、誰もが容易に想定し得る視点・観点、具体的な選定の基準や観点を示すに過ぎないこと。令和3年度に使用する教科用図書の選定における具体的な選定の基準や観点を示したものではないこと。選定委員会規則第2条第2項各号の定める情報であり、本件決定時において、同規則の規定事項又はこれに準ずる事項として既に公にされていることが理由になる。イの別表2に掲げる情報について、本件決定時において既に公にされているものであること。ごく一般的で、誰もが容易に想定し得る視点・観点を示すに過ぎないものであること。令和3年度に使用する教科用図書の選定において、具体的な選定基準や観点を示したものではないことが理由になっている。ウの別表3に掲げる情報について、ごく一般的で、誰もが容易に想定し得る視点・観点を示すに

過ぎないものであること。令和3年度に使用する教科用図書の選定において、具体的な選定基準や観点を示したものではないこと。教育委員会事務局としての窓口となる職員は、専門調査会を構成する調査員ではなく、同調査会の運営を担う者に過ぎないことから、令和3年度の教科用図書の採択に係る意思決定に関与する者とは言えないこと。令和3年度の教科用図書の選定に係る専門調査会の具体的な開催日程等の予定を示すものではないこと。選定委員会規則第8条第2項より、中学校の教科用図書の選定に係る専門調査会を構成する各調査員が中学校の校長及び教員であることは既に公にされていることが理由になっている。エの別表4に掲げる情報について、選定委員会規則に規定されている情報の他、同規則の規定の内容から容易に推定し得る情報、また、別表4に記載の非公開部分に係る「職名」に係る情報と結びつくものとして公にされている情報であることが理由になる。以上の理由から、教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えないというものになっている。

次に、答申を受けての審査庁としての裁決については、答申と同様に別表1から別表4に掲げる部分の非公開決定を取り消し、その余の部分については棄却することとしたい。なお、議決後、裁決書を請求人宛てに送付したい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第127号「小学校及び中学校における「土曜授業」について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市の土曜授業は、平成25年2月の教育委員会会議を経て、同年3月に改訂された大阪市教育振興基本計画に盛り込まれ、平成25年度から実施している。当時、前の学習指導要領が全面実施となり、体験学習や学校公開など様々な教育活動を行う時間を確保する観点から、学校週5日制の趣旨を踏まえた上で、土曜日を活用することになった経緯がある。制度としては、授業時間は半日、児童生徒に代休日を設定せず、土曜日などの休日に行われる教育課程に位置づけられた授業、学校行事のこととしている。この代休日とは、授業を行わない児童生徒及び教職員が休みの日ということである。例えば日曜日に実施した運動会の翌月曜日の代休日になるのと同じ考え方である。

土曜授業の目的は2つあり、1つ目は、家庭や地域との連携をもとに、開かれた教育活動の充実を図り、特色ある教育活動を展開する。2つ目は、教育活動のための時間を確保

するとしている。

土曜授業の回数に関わる経過であるが、平成25年度は回数を指定していなかったが、平成26年度から平成29年度までは年6回以上実施していた。その後、土曜授業の趣旨に沿った取組は定着していること、エアコン設置によって夏季休業が短縮され、授業時数の確保ができていることから、平成30年度からは回数を見直し、3回以上に変更している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症による臨時休業が2ヶ月間に及んだことから、小学校6年生、中学校3年生のみ臨時的な措置として、年5回以上とした。令和2年度には土曜授業の効果について、全市の小中学校の管理職にアンケート調査を行った。結果については、後ほど説明する。そして今年度はこれまでどおり（3回以上）を予定している。

先ほど申し上げた、令和2年度に実施したアンケート調査をもとに、これまでの土曜授業の成果と課題について説明すると、まず、土曜授業の成果である、家庭や地域に開かれた教育活動を行ったり、地域の人的物的資源を活用したりするなど、各校で土曜授業の趣旨に沿った教育活動が定着してきていること、また、教育活動のための時間数を確保するための役割を果たしていることが挙げられる。アンケート調査では、土曜授業の目的にある、家庭や地域に開かれた教育活動の充実を図ることができたと感じている割合が、小学校、中学校ともに85%を超えている。

次に課題としては、当日欠席する児童生徒が多くなること、一部には、翌月曜日に欠席が多い学校もある。また、中学校では部活動の公式戦等との日程調整が難しいことなど、回答している学校がある。教職員の週休日の振替設定が難しいことや、会計年度任用職員の出勤設定が難しいなど、教職員の働き方に関わった課題もある。欠席となる児童生徒が多くなると感じている学校が、小学校で90%、中学校で88%を超え、教職員の週休日の振替設定が難しいと感じている学校は、小学校で95%、中学校で93%になっている。

この児童生徒の欠席についての課題と、教職員の働き方改革に関わった課題についてであるが、まず、土曜授業当日と翌月曜日の欠席が増えるという点であるが、この回答を確かめるために小学校について、2区26校を抽出し、実際の欠席数等を調査した。その結果、26校中5校、約20%で土曜授業の当日、翌週の月曜日ともに欠席数の増加が見られた。理由としては、塾や習い事があり欠席しているということで、土曜授業よりも塾や習い事を優先する保護者の価値観の多様化やライフスタイルの変化が背景にあるのではないかと考えている。

働き方改革に関わった課題であるが、教職員の週休日の振替取得については、授業中に

は毎日授業があつて難しいが、長期休業にあつても難しい実態がある。その点を夏季休業日における中学校教員の勤務日数の例で説明すると、令和元年度の夏季休業の場合、日数が26日あつた。中学校の例ですが、部活動の顧問として1日3時間程度の指導をしている。大会等で丸1日勤務する日もある。さらに、部活動以外の校務もある。補習の対応をしたり、校内や教育センターなどの研修に参加したり、新学期の準備の他、生活指導、学年登校日や生徒会指導の対応が加わる。勤務としては、19日の出勤が必要であると考えられる。そして、7日間を休日に、休暇に充てることができることになるが、振替分では土曜授業、泊を伴う学校行事等の振替が合わせて2日程度、さらに夏季休暇5日を取得するとめいっぱいになる。そうすると、我々教育委員会として、年間を通じて年次休暇を取得することを促しているが、長期休業期間でも様々な取組や振替等があり、年次休暇の取得も進みにくい実態がある。昨今の働き方改革の観点からも、大きな課題であると考えている。

これまでに述べた2つの課題を解決しつつ、土曜授業の成果を引き継いでいくために、今後の取組案をお諮りさせていただく。土曜授業及び代休日を設定できる土曜授業等の回数は、校長の裁量で設定、ただし、土曜授業は必ず年1回以上行うとして、これまでの教育内容を継続するというものである。例えば現在行っている土曜授業3回分を、今後は、1回は土曜授業で、残り2回は代休日を設定する土曜参観の形式で行えば、成果を継続しつつ、課題の解消にもつながるものとする。教育委員会としても、各校ではこれまでどおり積極的な土曜授業、土曜参観の実施を働きかけ、家庭や地域との連携のもと、開かれた教育活動の充実を図ってまいりたい。

今後の予定として、今回ご承認をいただければ、1月には各校に周知をして、各校で令和4年4月より実施できるように考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 土曜授業について、これはこれなりに成果があつたということですね。地域の色々な人の参加も見込める、あるいは色々なリソースも活用できるということで、非常にこれはこれでいいと。ただ一方で、やはり今の保護者の価値観も違ってきて、優先順位によっては児童生徒が休む場合もある。あるいは、先生がなかなか代休日を取れないというような問題から見て、こういう面では校長裁量ということで結構だと思うのですが、この時に、ただし土曜授業は必ず年1回ということ、あえて言う必要があるかということですね。土曜参観の回数はすべて校長の裁量で設定をする。例えば欠席が少ない

ような学校であるとか、あるいは教員の代休が取りやすいというところは、今までの土曜授業という枠組みでやるでしょうし、校長の裁量といいながら、あえて年1回ということを入れることの意味というのは何なのか説明をしていただければありがたいです。

【福山指導部長】 これまでの土曜授業の経過もあるのですけれども、社会に開かれた教育課程の実現ということ、この新学習指導要領でも言われていまして、地域社会的人的物的資源を使って教育活動を作り上げていく。学校だけではなくて、社会とともに教育目標を共有して、その実現に向けて取り組んでいくということが言われている中で、すべての学校が0回になるということは考えにくいのですが、やはりそういう社会とともに教育活動を進めていく上で、休日の活用というのは必要なのかなと考えております。そういう意味で、教育委員会としては校長先生方に任せるとすることも1つの方策ではあるとは思っておりますけれども、その教育課程、新しい学習指導要領の訴えていること、求めていることを実現するために、すべてを校長に任せるということではなくて、教育委員会としてもやはり土曜日など、休日の活用というのは必要なのですよということを示すために、1回というように入れているところです。また、月曜日の代休ありにしてもいいとは思いますが、そうした場合には、保護者からは、土曜日半日だけ授業してどうして月曜日1日代休になるのか、特に小学生は誰が監護するのか、保護者が仕事を休まないといけないというような声が上がってきているのも確かです。土曜授業をやったから月曜日を代休にするというのも、色々な声を聞きますとなかなか難しい側面があるということもございいます。

【大竹委員】 最後の方の説明だと、やはり代休日の設定は難しいということで、何の解決策にもならなくて、代休は取れないということなので、実質今と同じになってしまうので、今後の取組案の趣旨とは矛盾するのではないかなと思います。土曜授業というのは、土曜日に色々な方に参加をしてもらうということは重要だということはあるので、それはそのとおりだと思うのですが、これを全部校長裁量に任せたらやらないところも出てくるというのは、地域の開かれた学校ということで見れば、その辺りはあまり気にせずに、校長裁量に任せてやったらいいと思います。その地域によって、土曜日でなくても別の日にやってもいいぐらいの気はするのですけれども。別の日というのは、例えば日曜日にやってみるとか、それは保護者の状況でだめだということもあるかもしれませんが、そういったことも含めて、1日はやること、あとは裁量ですというのは何か中途半端かなという気がしました。校長裁量でやるということ自身は、僕はいいと思います。「ただし」とい

うところをそんなに厳しく縛る必要があるのかなという気がします。ただ最後の説明のように、あまり月曜日の代休は保護者が大変だと言ったら、今度はこの話はもうなかったような話になってしまうという感じがするので、考え方の軸足をしっかりしないと混乱を招くと思います。

【異委員】 土曜日が半日で月曜日が休みは、ちょっと困りますねというのが感想ですが、それでも、それは置いておいて、土曜日授業に関しては私も事前説明のときに、この1回にこだわるというのはなんですかというような質問をしました。昨年や今年、新型コロナの影響で臨時休校などが何か月か続いたわりには、そんなに大幅に授業日を増やすことなく、先生たちの努力でうまく収まったなというように思っています。私個人的には、もう土曜日はなしでもいいのではないかという感想は持っています。子どもができるだけ主体的に使える時間が少しでも増えたらいいなと思っていますし、翌日の月曜日の欠席が多いという話なのですけれども、きっと親御さんで色々考えて出した結果で、優先順位をどちらかに、例えば習い事、学校、というようにされたのだと思いますので、それにこれ以上は突っ込む必要もないのかなと思っています。1つ確認なのですけれども、この土曜授業というのは、例えば1限目算数とか、2限目国語とか、そういう授業ですか。もしくは行事とか、そういったものも含まれるという感じなのですか。

【福山指導部長】 趣旨としまして、やはり地域、保護者と一緒にするような取組をまずやることを前提にしていますので、どちらかというと学校行事が多いですね。ただ、授業数確保のための国語や算数の授業をやることも可能ですので、今は新型コロナで休業になるということもあって、授業補填、特に昨年度は授業補填に使っている時間が多かったと思います。

【異委員】 例えばインフルエンザとかも流行ってきますので、そういう際の授業の補填に土曜日を使うのでも、校長裁量でというのは全然かまわないと思いますし、それが3回、5回になったりするときもあると思うのですけれども、この1回というのはもう取っ払ってすべて校長裁量でもいいのかなと個人的には感じます。今、参観日も結構平日なのでよね。なんとか祭りといった行事も結構平日で、それでもやはり私たちも年次休暇というか、有休とかを子どもの行事に合わせて取って、地域のおじいちゃん、おばあちゃんとか親もそれに合わせてやっぱり参加することも、結構見ているも多いですので、あまり土曜日にこだわる必要もないのかなと思います。

【平井委員】 欠席する理由のところに塾とあります。近畿では私立中学に行くのが小学

校6年生の約9～10%、つまり約10人に1人が私立に通っています。かつ、公立中高一貫校ができたからそれらの準備にあてるために、土曜日、通塾しているという話も耳にします。校長裁量は結構なのですが、検討すべきは子供たちのスケジュール感をおさえることではないでしょうか。地域に開かれた学校を考えるのなら、夏休み中に集中講座的なものなども考えられます。

【森末委員】 この考え方で現場の意見を集約して、教育委員会事務局で考えられるのであれば、私はこれで尊重します。ただ気になったのは、部活動指導が1日3時間で休業中は15日程度ということで半分ぐらいあるのですね。こんなことがあるから土曜授業は要らないという話なのですが、これはまた別の話ですけれども、15日の部活動指導はやるべきではないのではというのが、また別の問題としてあるので、今後検討していただけたらと思います。

【福山指導部長】 週に1回程度、休養日を設けるといっているのでありますので、それを踏まえて各学校は計画を立てております。

【森末委員】 普通の授業があるときではなくて、休業のときだってやはり部活動は必ずやるという形にだいたいなっているのですね。

【福山指導部長】 休養日を設けるのは、そういうことになっています。

【森末委員】 それがいいかどうかは今後また検討しないといけない、働き方改革もありますしね。

【山本教育長】 これは運用変更ですが、時期的にはいつまでに教育委員会としての態度を決定して学校に流す必要があるのですか。

【福山指導部長】 学校が次年度の年間計画を立てるまでということですので、今日ご議決いただければ1月に周知と思っておりますけれども、2月になっても学校への周知には十分間に合いますので、もう一度持ち帰って検討いたします。

【山本教育長】 平成25年にできたときの趣旨みたいなものがあって、それ以降エアコンの設置等が進んできたから、授業時数が確保できるようになり、少し日数を調整してきました。ただ、今の先生方のお話でいくと、そういうことを考えるときに、本当にどういう仕組みのものであれば、効果性というか、理解性があるのかということと、今の働き方改革を進めるべきときに、どうなのかというようなところを含めて、もう少し事務局内で詰ましましょうか。そうでないとなかなか、一方的な学校現場の都合だけでもいけないと思うのですけれども、本当に児童生徒なり保護者の方のニーズがどういうところにあるのか。今

の土曜日のこういう形でないといけないのかどうか。あと、地域との接点はとても大事ですけれども、そうであれば形をもう少し明確にして、こちらの方から協力を要請していく方が誤解を生まないと思うので、1年間トータルで一度考えてみて、どのような形が今の時代にふさわしくて無理がないのかというのを、今の時代にふさわしいあり方を、事務局内で検討いたしましょうか。

【大竹委員】 私たちの会社でも、授業参観は土曜日が当たり前という概念は全くないですよ。何かのときに、火曜日に授業参観があるから休ませていただきますという話もあって、僕らが会社員勤めのときは、そんなことで休むのかと怒鳴られるとかもありましたが、今はもう、そういうのだったらぜひ行ってくださいと。だから、そういう面では土曜日、日曜日は家庭での時間だという価値観が増えているから、平井先生が言ったように、土曜日はそういうように使いたいと思っている人もいるから、本当に土曜だったら行事の参加者が多いのかとか、そういったものもちょっと見ないとね。平成25年というと、もう10年近く前ですよ。8年ぐらいかな。その辺りは少し考えてやられた方がいいと思うのです。

【森末委員】 大竹先生と巽先生、ちょっと異論を挟んですみません。大企業とか正社員で勤めてらっしゃる方は、それはまあ休みますと言えるのでしょうかけれども、多分そうではないところもある。中小企業とか零細企業とかになるとなかなか、土曜なら行けるかどうかともわかりません。日曜日しか行けないかもわかりませんが、そういうのも踏まえて、本当にどちらも考えて検討した方がいいと思います。

【福山指導部長】 今いただいたご意見を踏まえまして、今後のあり方を改めて検討してもう一度提案させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

協議題第34号「総合的読解力育成カリキュラム」の開発について」を上程。

水口教育センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

本カリキュラムの開発は、令和3年6月29日の大阪市総合教育会議において提案いただいたことを契機としている。事務局としても、その必要性を探る中で、2018年のPISA調査における日本の読解力の順位は、2015年の8位から15位と急落している背景が浮かんできた。情報を採り出すこと、あるいはその情報の必要や信憑性を評価する、自分の考えを他者に伝えるように、根拠を示して説明するために表現すること。そこまでを含めた読解力が、今、世界的に求められている。テキストの読み取りだけに留まりがちな学校での読解

力育成の授業改善が求められているのだと考えている。実際にこの課題に対応し、新学習指導要領では次の2点が示されている。1点目は、国語科における指導の充実を図ることである。この点に関しては、本市では既に平成30年度より国語・算数科教育推進ワーキング会議において策定した指導資料をもとに、国語科における基礎的読解力の育成に向けた取組を実施しているところである。2点目は、言語能力の育成に向け、各教科で言語活動を充実することが挙げられている。この点に関しては、国語科の授業で育成する基礎的読解力を土台として、すべての教科で基盤となる読解力を育成する必要があることから、本カリキュラムの開発につなげていきたいと考えている。

大阪市では、国語科における基礎的読解力の育成に向けた取組を進めることで、全国の平均正答率との差は縮小しているものの、未だに状況が厳しく、特に記述式においては依然として課題がある。この記述式の課題解決には、自らの考えを表現する言語活動によって、その考えを形成する思考力、あるいは判断力、考えの根拠となる資料等を読み取る読解力を含めた資質能力の育成が必要であり、先に述べた国語科での成果を踏まえながら、すべての教科でその育成を図る必要がある。そこで総合的な言語活動を通して、読解力を中心とした、思考力、判断力、表現力等を育成するため、全小中学校で活用できる総合的読解力育成カリキュラムを開発し、小中学生からのリベラル・アーツ教育を実施することを考えている。小中学生からのリベラル・アーツ教育の定義としては、情報を正しく読み取り、要約することに加え、読み取ったものから考えを形成すること。さらに、その考えを表現するとともに、交流してその考えを広めたり深めたりすること。これらができる力を総合的読解力とし、この総合的読解力の育成をめざして、大阪市全小中学校で取り組む教育、このことをリベラル・アーツ教育と定義をしている。なお、子どもたちの発達段階を考え、総合的読解力育成カリキュラムについては、小学校3年生以上において毎週1時間以上実施することとする。小中学生からのリベラル・アーツ教育の内容について、イメージを示すと、科学技術と社会といったトピック、確率統計など数値的データを含む文章など、いわゆる文理融合的な内容を含む資料に触れさせて、情報を読み取らせる。その際には、多読・速読など、様々な読みを体験させるとともに、読み取った内容を要約するなど、正しく読み取る力をつけさせていく。次に、読み取った内容から考えるための技法を活用し、整理をしながら、情報から見つけた課題解決の方法や、あるいは総合的な活動について自分の考えを形成させる。そして、話し合い活動で形成した自分の考えを交流することで、考えを表現させる。また、自分の考えを様々な方法で表現させることで、より考

えを深めさせる。社会にある様々なテーマを通して情報を読み取る、考えを形成する、考えを交流する、考えを表現するといった言語活動ができる教材を提供し、学習を進めることで、総合的読解力を育成していく。最後、総合的読解力育成カリキュラム開発計画としては、まず今年度中に指導主事からなる開発チームによって、作成教材や指導案件の方向性について検討を行う。さらに、令和4、5年度は、その開発チームに現場から募集した教員からなる教材作成チームを加えた作業部会において、教材作成したものをモデル校などで活用しつつ、修正や見直しを行う予定である。そして、令和6、7年度には、教材を市内全小中学校で活用できるようにする。最後に、これまで次期大阪市教育振興基本計画において仮称としていた、総合的読解力育成カリキュラム及び小中学生からのリベラル・アーツ教育の名称については、この後の協議を踏まえ、特に意見がなければ、仮称を取って進めたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 新学習指導要領における思考・判断・表現というのは新学習指導要領の骨子です。同時に、協働的学びによる探究学習なども踏まえて、協働という文言を組み込んではいかがでしょうか。また、読解力育成は大賛成ですが、週に1時間だけで読解力が育成できるとは思わないので、教科指導の中でも読解力を育成するという取組を明文化した方がいいのではないかと思います。

【水口教育センター所長】 ありがとうございます。各教科で読解力を育成していくということは言わせていただいたのですが、明文化された部分がないので、明文化していくという方向で考えていきたいと思っております。

【異委員】 1点だけなのですが、読解力もちろんとても大事で重要だと思っておりますが、全中学校で毎週1時限以上ということなのですが、実際に現場でそれだけ時間を確保することが可能なのでしょうか。結構なボリュームだと思うのですが、その辺はどうなのですか。

【水口教育センター所長】 毎週1時間で、年間で申しますと35時間の時間になると思います。その時間をどういうふうな形でやっていくのがいいのかということは、今後ワーキングの中で校長先生にも入っていただきながら検討を重ねていく方向で考えているところです。可能であれば、やはり総合的な学習の時間をうまく活用できたらなというようには考えているところですが、例えば理科で関連するような問題であれば、中学校

においては理科の時間に学習するようなケースもございますし、その辺りに埋めていくということも不可能ではないのかなと思っています。いずれにしましても、今後ワーキングの中で検討させていただきたいと思っています。

【山本教育長】 今でも詰め詰めの中で、どのような形で効果的にやっていくのかというのが難しいところがあると思います。ビシッとこんな形で全部統一的にとはなかなか得ない部分が出てくると思うので、先ほど出ていた各教科の中でどう読解力というものを向上させるのかということについても、できれば好事例などを周知していく中で、総合学習というものをうまく活用して行って、一定の底上げを図りつつ、違う時間も活用していきながらやっていくような、おおよそのアウトラインみたいなもので何をめざすかというのはここで出てきていると思います。スケジュールや、モデル校での実施の色んな部分や教材作成といったものについてのサポートをしていき、できるだけ各学校がスムーズに展開できるようにしていかないと、なかなか現実的には相当難しい部分もあると思うので、その部分はやはり我々と各学校現場とのコミュニケーションを充実させて、そこを消化していくという方法しかないと思います。また来年も色んな形で基本的な学習の部分をサポートしていくのは学力向上で変わらないではないですか。その部分にうまくこういう視点も持ち合わせてやることによって、各学校にすぐには無理でも、そういったものの意識づけというのもできるようにやっていきたいと思っています。

【栗林委員】 総合的学習の時間を中心に取組を進めていくというのは、それはそれで非常に結構だと思っていますけれども、教育長が今言われたとおりで、これを実質化していくには、PISAをやったからと言って、すぐには成果が出ると私は思っていないのです。なぜかという、PISAではものすごく成果上がっているところは、あれは1クラスの人数が極端に少ないのです。つまり、国がそういう教育にお金をかけて、1クラスあたりの子どもたちの人数が20人っていないのです。平均で18人ぐらいだったと思います。日本は今、35人をめざせと言っているわけでしょう。35人をめざせと言って40人でやっていて、日本の教員は能力がないとは思いませんが、やはり条件を同じにして、よーいドンで走れと言うのなら別ですけれども。だからPISAのことだけをあまり気にすることはなく、日本は日本のやれる範囲で一生懸命やると考えるべきで、今おっしゃったように、どのようにサポートできるかということ、できる範囲で一生懸命考えていくということが大事ではないでしょうか。数値だけを極端に追い求めようとするのは、改善がうまく進まないような気もいたしますので、そうした点も汲んでいただけたらと思います。

【山本教育長】 それでは、今色々出たご意見も踏まえながら、また進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

協議題第35号「「大阪市教育振興基本計画」について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日は令和3年度の大阪市英語力調査及び全国体力運動能力運動習慣等調査の結果反映に伴う変更点等の説明と、1月18日開催の総合教育会議の資料の概要を中心に説明させていただきます。

まず、大阪市英語力調査を踏まえた目標の時点修正についてであるが、第1編、誰一人取り残さない学力の向上及び第2編の施策4-3、英語教育の強化にある、CEFR A1レベル、英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の割合、4技能については、今回の結果が52.6%となっており、当初設定していた国の目標である50%を上回った。そこで、増加傾向が平準化した平成30年度以降の増加率の平均を見込み、令和7年度の目標値を新たに56%と上方修正する案を提案させていただきたい。

次に、全国体力運動能力運動習慣等調査結果を踏まえた目標の時点修正についてであるが、第1編、健やかな体の育成にある、体力合計点の対全国比については、中学校男子が前回調査の令和元年度と比べ0.01ポイント改善し、対全国比0.99となり、1.00に近づいたことから、令和7年度の目標値を中学校女子と同じく1.01へと上方修正する案を提案させていただきたい。小学校男子、女子及び中学校女子は、令和元年度と比べ、それぞれ対全国比で0.01ポイント低下したが、令和7年度の目標値の変更はない。また、第2編の施策5-1、体力運動能力の向上のための取組の推進にある、運動（体を動かす遊びを含む）や、スポーツをすることは好きですか、に対して最も肯定的な好きと回答する児童生徒の割合及び1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合については、令和3年度の結果を反映し、目標について2030年度に全国平均となるよう設定する案を、提案させていただいている。

続いて、現状値の時点修正について説明する。第2編の施策9-1、教育コミュニティづくりの推進にある、世代間交流や地域と学校が連携した活動を行っている生涯学習ルームの割合については、コロナ禍における一時的な落ち込みはあるが、目標は変わらずに100%をめざしている。尚、生涯学習大阪計画においても、同様の調整を行っている。

続いて、施策指標本文、用語解説の修正について説明する。第2編の施策1-2、不登

校への対応の目標については、不登校を生まない取組も重要であることから、新たに不登校児童生徒の在籍比率の対全国比を設定する案を提案させていただきたい。令和7年度の目標値は、小学校については1.00とし、中学校については全国との乖離が大きいことから、2030年度に1.00となることを念頭に1.30としている。不登校児童生徒のうち、専門的な相談、指導等につながった割合については、不登校改善率に包含されることから、削除を提案させていただきたい。また、今回の変更にあわせて、不登校改善率について、児童生徒の問題行動、不登校と生活指導上諸課題に関する調査から、直接拾うことができない出席が改善したものを含めることで、改善傾向にある児童生徒を丁寧に把握することとする。令和7年度の目標値については、現在の状況を不登校対策モデル校の協力を得て、サンプルで把握した上で設定することとする。そのため、目標値については現在作成中のため、次回の教育委員会会議で報告させていただく。

次に、第2編の施策4-1、言語活動・理数教育の充実の本文については、西村顧問から提案を受け、文案修正について調整、了解の上、文章を整理した。その上で、「小中学生からのリベラル・アーツ教育（仮称）」については、用語解説に「情報を正しく読み取り、要約することに加え、読み取ったものから考えを形成すること。さらに、その考えを表現するとともに、交流してその考えを広めたり深めたりすること。これらができる力を総合的読解力とし、この総合的読解力の育成をめざし、大阪市全小中学校で取り組む教育。」と大阪市の取組内容を追記した上で、参考として一般的なリベラル・アーツの定義を記載し、市の取組内容が明確となるようにした。尚、先ほど協議題第34号で協議いただいたとおり、この仮称については削除させていただき、今後、「小中学生からのリベラル・アーツ教育」に変更したい。

続いて、令和4年1月18日開催予定の第2回総合教育会議の概要であるが、議題については、次期大阪市教育振興基本計画についてと、児童生徒のスマートフォンの利用についての2つを予定している。教育振興基本計画については、特に重点的に取り組む項目やその目標等について協議していただきたい。また、最重要目標ごとに不登校、学力、働き方改革、ICTの活用の個別説明を行う。本日は教育振興基本計画の本体部分の資料案については、パブリックコメントや市会への議題外報告で使用した概要版をベースとしている。基本理念、最重要目標等を示した上で、9つの基本的な方向ごとに取り組む施策やその内容を説明する。また、目標については、第2編に定めているものも必要に応じて掲載する予定としている。

次に、パブリックコメントに対する意見に対する本市の考え方だが、こちらについては、11月18日の教育委員会会議でお示しさせていただいたが、一部作成中の部分があった。その追記部分は下線を、削除した部分は見え消しとしてお示しさせていただいており、了承得たら、パブリックコメントの結果公表の際にホームページに掲載することとする。

最後に、今後の予定であるが、次回、令和4年1月11日開催の教育委員会会議では、総合教育会議の資料を示し、1月18日開催予定の総合教育会議で市長との協議を整え、2月3日市会に市長提出案件として議案提出し、市会での審議を予定している。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 英語については、これまで2技能であったものが今回、初めて4技能で測定できています。文科省が推奨する個別最適化を考えたとき、4技能をバランスよくは時間的にたいへんだと思います。これまでの文法訳読ではなく、生徒が英語で発話する環境を整えた上で、数字を出してほしいと思います。また、数値を比較するときは、データの妥当性・信頼性・客観性を明確にした上で、生徒にとってはモチベーションのアップ、教師にとっては明日の授業につながるような資料作成の工夫をお願いしたいです。

【三木理事兼政策推進担当部長】 今回4技能ということで、従前の2技能とは若干違うところがございます。実際、大阪市の場合は他に先駆けて小学校からの英語等もやってまいりましたので、一定、予想したよりも良かったのですけれども、やはり話すとか、特に表現する方が十分でなかったということがございますので、学校によって色々な環境等もございますので、その辺りは学校等のご意見も聞きながら十分考えてまいりたいと思っております。

【平井委員】 生徒が英語を話したいと思える環境づくりが大切です。外国語として英語を学ぶ場合、一定量の英語に触れないとコミュニケーション力はつきません。市の場合、小学校1年生からスタートしており、デジタルドリルなど、他都市と比べてICTも活用できるようになっていますので、個別最適化をより進めることができれば自然に数値は上がるのではないのでしょうか。

【三木理事兼政策推進担当部長】 わかりました。ありがとうございます。

【異委員】 体力テストが今回公表されて、健やかな体の育成とか、全国に追いつけ追い越せという目標だと思うのですけれども、これだけ見ると例えば中学生男子はよく頑張ったなど。目標高くということで、そんなに課題とか問題もなさそうなのでも、

実は今回の体力テストというのは、男子は小学校中学校において過去最低なのです。折れ線グラフでいうと、ガターッとすごく落ちているのです。でもこれだけ見ると何ともないような感じで、全国比なので違和感はないのですけれども、例えば今回小学校5年生と中学校2年生ですよね。体力テストで、特に大阪市においては小学校5年生の男子が酷い状態なのです。この子たちが3年後、中学校2年生になったときにどれぐらい回復というか、戻っているのかということも追って見てあげないといけない。コロナによる環境的な面ですごく影響があったとは思いますが、これだけ体力が落ちていると、やはり自分の体を思いどおりに動かす能力の低下であったり、また、肥満傾向の子どもの割合というのがすごく増えていますので、これからも追いかけて、できるだけ今までどおりまで戻してあげるといところを、危機感を持って見てあげないといけない。全国も落ちているのに対して大阪市の中学校男子は少しましただけなのですが、個々で見るともう本当に、すごい落ちようだというところの危機感の共有はしておかないといけないと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 委員ご指摘のとおり、過去最低ということで、全国的にコロナの影響で運動能力が落ちているという結果が出ております。相対的な関係で大阪市の男子が若干全国との差が縮まったというだけであり、大阪の子どもたちの体力も今回の結果ではかなり落ちておりますので、それをコロナ前、そこからさらに伸ばすように、普段からも運動というのは非常に重要かと思っておりますので、そのあたり現場とも危機感を共有しながら取り組んでまいりたいと思っております。

【山本教育長】 お気づきの点があればまたお知らせをいただいて、総合教育会議への提出という形にしてまいりますので、よろしく願いいたします。それでは今いただいた意見を踏まえて、事務局内で調整を進めていただけるようお願いいたします。

協議題第36号「学校教育ICTビジョンの改訂について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

現行のICTビジョンについては、本市学校におけるICT機器の活用方策やICT環境の整備のあり方を定めるため、令和2年3月に策定し、令和3年3月に一部改訂を行っている。今回の改訂は、次期大阪市教育振興基本計画の策定に伴い、その整合性を図るとともに1人1台端末の環境が整ったことなど、前回の改訂時点からの状況変化を踏まえ、必要な修正を行うものである。

次に、改訂の基本的な考え方であるが、めざす子ども像及び身につけさせたい力並びに

対象を小中学校とすることは現行どおりである。計画期間は、改訂前は令和2年度から令和5年度までだが、教育振興基本計画に合わせて令和7年度までに変更する。このうち、令和3年度までを1人1台端末や通信環境などICT活用の基盤を整備した第1ステージとし、令和4年度からをより実践的な活用に取り組む第2ステージと位置付けている。

施策体系として、現行の3つの基本方針を4つの基本方針に拡充し、学習面での活用における基本方針1及び2、生活面での活用における基本方針3、そしてそれらを支える基本方針4に整理し、そのもとに11の具体的方策を結びつけている。

今回の改訂により、現行の基本方針2から独立させた基本方針3、安全安心な教育環境の実現に向けたICT活用においては、学校生活状況等の可視化やいじめアンケート、相談申告のオンライン化の取組を進めていく。

それでは基本方針ごとに具体的方策について説明すると、基本方針1、問題発見、解決のプロセスにおけるICT活用に属する2つの方策のうち、①情報活用能力の育成については、発達段階に応じ、教科横断的に取り組むとともに、情報モラル教育やプログラミング教育を推進する。②ICTを効果的に活用した学習の充実については、協働学習支援ツールを用いて互いの意見や考え方を議論する学習や、共同制作などにより自身の考えを深めるとともに、1人1台端末の持ち帰り学習等により自主学習習慣の定着を図る。基本方針2、個別最適な学びにおけるICT活用に属する3つの方策のうち、③デジタル教材等による個に応じた学習の充実については、今後CBT、Computer Based Testingや学習者用デジタル教科書をはじめ、様々な学習コンテンツのプラットフォームについて、国の動向を注視しつつ、本市での活用を検討していくことを追記している。④校務系データと学習系データの連携、学びの可視化については、学習履歴、健康情報等のデータや全市共通の調査結果のデータ等のビッグデータを複合的、多面的に分析、検証しながら、学校の課題に応じた支援、児童生徒の個別最適な学びの推進に向けた支援を進めていくことを追記している。⑤遠隔オンライン教育の推進については、平常時だけでなく非常時におけるICTを活用した学びの保障を明記した。また、設置を検討している不登校特例校において、学習者用端末等を活用することで多様な学習の機会と場の提供を図っていく。基本方針3、安全安心な教育環境の実現に向けたICT活用については、⑥学校生活状況等の可視化と、⑦いじめアンケートと相談申告のオンライン化の2つの方策を設けております。具体的には保健室の来室状況や、児童生徒の気持ちを表す心の天気などの学校生活状況や、いじめアンケートや相談申告のオンライン化により、いじめ・不登校などの未然防止、早期発見、迅速な対

応を実現したい。基本方針4、学びを支えるICT環境の整備に属する4つの方策のうち、⑧ネットワーク基盤の安定的な稼働については、校務系、学習系を1台の端末に統合して教職員の利便性の向上を図るとともに、今年度末までに通信環境の抜本的改善策として、学校分散型ネットワークへの切り替えを進めており、今後とも安定した最適な通信環境のもとでクラウドを活用した学びを進めていく。⑨学習者用端末等の整備については、現行の1人1台端末の更新に向け、仕様や調達方法について検討を進めていく。⑩効果的な学習用ツール、先進技術の導入については、国の実証事業を活用しながら学習者用デジタル教科書導入の検証を進めるとともに、家庭での端末を活用した学習におけるデジタルコンテンツや通信環境等についても、引き続き検討していく。また、ビッグデータの分析検証に関わり、その仕組みを構築していくこととする。⑪ICT機器活用における支援体制の構築については、現場教員の意見を踏まえ、教員が継続的に新しい知識、技能を学び続けることができるよう、研修の充実を図る。

本日の意見を踏まえてブラッシュアップして、1月に外部有識者を含めたワーキンググループで意見を交換し、2月に改めて教育委員会会議での協議を経て、3月に議決の流れで進めていきたい。尚、本ビジョンの改訂にあたり、外部有識者としてEdTech（エドテック）、Educational Technologyの研究実践などに取り組みられるとともに国の有識者会議等にも参画されている、デジタルハリウッド大学大学院の佐藤教授、また、主体的・対話的で深い学びの実現のためのICT活用に関する研究に取り組みられるとともに、本市の学校教育ICT活用授業のコーディネーターとしてご協力いただいている、大阪教育大学大学院の寺嶋准教授にご意見をいただいている。併せて現場教員からの意見も踏まえ、本案を取りまとめさせていただいた。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 大阪市はこうした分野に先進的に取り組んで、コロナ禍でもしっかりと取り組んできた結果で、こういう案ができて、私は非常に結構なことだと思っているのですが、これを実行することによって、1つは働き方改革につなげていかななくてはいけないのではないかと。学校がブラックな職場だといつまでも言われているようではいけないので、そういう点の検討をしていく必要があるのではないかとというのが1点と、それからもう1つは、個別最適な学習を模索すればするほど、個人間の差異というのが出てくる可能性が高いと思うのですね。そうしたときにサポート体制をどういうふう構築していく

かというのが、非常に重要な課題になってくると思いますので、この中に盛り込む必要は必ずしもないのだと思いますけれども、実際に運営していくためには必要な視点かと思えますので、その点、またご検討いただくとありがたいと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 働き方改革につなげるということで、私どもの方もこのICT技術は、子どもたちの学習だけではなく、教員がスマートに授業を実践して、また最適な職場環境にできるように、実際、若手の教員等を中心にこういうスマートな使い方というのも徐々に浸透してきておりますので、そのあたりを意識して関係部署とも連携していきたいと思っております。また、子どもたちにとって個別最適な学びには非常に役に立つのですが、一方でそういう個人間の格差が生じないように、そのあたりはめくばりするよう努めてまいりたいと思っております。

【平井委員】 校務運営システムの開発はかなり進んでいるようですが、校内の事務処理までとなるとまだまだのようです。事務局の方から、業者に投げかえられて働き方改革につながればと思います。EdTech教材などは、生徒にとっては学習習慣の定着、モチベーションの維持、教員にとっては教育機器への対応、ファシリテーターとの役割が課題となっています。

【三木理事兼政策推進担当部長】 わかりました。市のICT戦略室等と常に連携しておりますので、教育委員会でも校務支援の方のシステムの使いやすさ、それからまたそういったものを活用した働き方改革というのにも気を配っていききたいと思います。ありがとうございます。

【平井委員】 ポイントは各校の実情に合わせてカスタマイズできるかどうかではないでしょうか。

【山本教育長】 それでは今の出た意見も踏まえて、また再度検討進めていただいて、最終的なまとめに向けてよろしくお願ひしたいと思います。

報告第27号「訴訟の状況について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立高等学校等の大阪府への移管に伴う高等学校等の土地、建物の大阪府への無償譲渡の差し止めを求めて、令和3年10月7日に住民訴訟が提起された。原告の主張は3点ある。

まず、地方財政法28条の2違反である。原告は、同条においては、地方公共団体相互の

間における経費の負担区分を乱すことが禁止されており、高校の施設の建設事業は法令上、その経費を都道府県が負担すべきところ、今回の無償譲渡は高校の敷地の取得費用、建物の建設費用を大阪市が負担するに等しいため、同法に違反すると主張している。これに対しては、本市では高校標準法は高等学校の設置を都道府県の事務と限定しておらず、すべての市町村で設置できることとなっている。本件は市が設置して実施してきていた事業を府に移管し、高校等として使用継続することを前提とした譲渡であり、市に新たな支出などの財政負担は生じず、資産売却収入の減少などの具体的な影響もないため、地方財政の健全性を害するとは言えないことから、地方財政法違反ではないと主張している。

次に、(2)の地方自治法96条1項6号、同法237条2項、財産条例16条違反である。原告は、地方自治法では無償譲渡は条例の定めがない場合には、議会の議決が必要とされている。財産条例16条には、普通財産の譲渡に関する規定はあるものの、今回の譲渡は財産規模が非常に大きいこと、定例的なものでないこと、前例もないことから財産条例は適用されず、個別案件として議会の議決が必要であるにも関わらず、その議決がないことから違法としている。これに対して本市は、過去に複数の無償譲渡の前例があり、他都市でも事例があること。また、事務事業の移管に伴う無償譲渡についても、財産条例の適用があり、改めての議決は不要である。仮に条例の適用がないとしても、移管方針について繰り返し市会で説明し、質疑がなされており、特に府に移管するため市立高校を廃止する学校設置条例の一部改正条例案の審議では、無償譲渡の適について市会で議論がされた上で、無償譲渡を前提とした付帯決議を付して可決されていることから、実質的に譲与の議決があったと評価できる。従って地方自治法違反はないと主張している。

最後に、(3)地方自治法232条2違反についてである。原告は、普通財産の譲与は寄付にあたるため、公益上必要性が要件であるが、本件譲与は大阪市の損失を上回る公益上の必要性が認められず、同法に違反すると主張している。これに対して本市は、市立、府立ともに市内、市外の生徒が混在している状況で、高校運営全般について府が一体的に管理運営し、魅力ある学校づくりをしていくことが、大阪全体の高校教育の充実につながるなどから、公益上必要且つ相当であって適法であると主張している。

最後に、今後のスケジュールであるが、来年1月28日の口頭弁論をもって結審となり、判決は3月末までに言い渡される予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 移管は来年の4月1日付けということで今予定されており、判決は3月中に言い渡される予定となっています。差し止めが認められた場合はどうするのかということもシミュレーションしておかないと、非常に混乱すると思います。この章の中で、(1)の地方財政法の違反と(2)の議決の関係の二点の争いになるのではないかと考えています。(3)はそれほど問題にならないのではないかと思います。それぞれの観点で、仮に認められて差し止められた場合に、どう対応するのかシミュレーションし、説明いただきたいと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 現在検討している内容について若干ご説明させていただきますと、まず、森末委員ご指摘のとおり、2つに大きく分かれてまいります。まず、地方自治法の96条等の議会の議決がないことによる敗訴判決の場合につきましては、これは控訴した上で、直近の市会に土地建物無償譲渡の議案を提出して可決していただければ、違法性はなくなりますので、こちらは問題ないかと思っております。問題となるのは、地方財政法違反で、経費の負担区分の解釈で敗訴した場合の対応ということでございますが、大きく分けて2つの方法を考えております。

1つ目は、本件のような差し止め判決につきましては、確定するまで拘束力がないことから、控訴した上で予定どおり、令和4年4月1日付けで府と普通財産の無償譲渡契約を締結して、所有権を府に移転して、府が設置者、所有者として府立高校の運営を行うというものでございます。ただしこの場合、地裁判決がありながらこれを無視して契約を締結したということで、故意または重大な過失が認定され、最高裁で仮に敗訴が確定しますと、最悪、台帳価格で1500億円の個人賠償責任を負うという可能性がございます。

2つ目の対応策は、地裁判決を踏まえて、控訴はするものの無償譲渡は当面行わずに、4月1日から判決確定まで、土地建物の無償貸付を府に対して行うというものでございます。ただ、この対応策でも3点ほど問題がございます。1点目は市に土地建物の所有者としての義務が残りますから、府立高校となった高校の建て替えとか大規模補修等の費用を市が負担する必要が出てくる場合がございます。2点目といたしまして、4月以降、高校設置者である府が本来負担すべき土地建物の賃借料を、市が全額免除というかたちで肩代わりしているというように見られるおそれがあります。そうしますと、この議決を経ていない無償貸付というのが、4月以降に新たに住民監査請求、住民訴訟が提起されるおそれがございます。それから3点目に、仮に最高裁で本市敗訴が確定しますと、府が暫定的には無償貸与で運営しますということについては、一定話はできているのですけれども、

恒久的に無償貸与、要は所有権がないということであれば、そもそも高校移管を受けないという可能性がございまして、その場合は白紙に戻りかねず、生徒保護者等、関係者に大きな影響を与えるおそれがございます。いずれにしましても、1月28日の弁論終結後、裁判所の訴訟進行も十分分析しながら、契約管財局と協議して、受任弁護士とも相談しながら速やかに方針をとりまとめて、市長のご判断を仰ぎたいと考えております。生徒保護者など関係者への影響が生じないように、そのあたりについては万全を期してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【森末委員】 様々シミュレーションしていただいて、ありがとうございます。負けることは考えたくないですけれども、その場合に非常に混乱するということと、府の意向も関わりますし、先ほどおっしゃった、一審で負けているのに、それで尚且つやるのかといったら、時間がない状況ではあります。色々慎重に考えて進めていく必要があると思います。仮に万が一の場合、弁護士費用も、差し止めの場合どのくらい認めるのか分かりませんが、普通に計算したら何十億とかいう話になるかもしれません。それも負担しないといけない可能性もありますので、万が一のことに備えて綿密なシミュレーションをお願いいたします。

【山本教育長】 それでは今のお話のとおり、司法のかかるところでございますので、十分シミュレーションをお願いいたします。

【三木理事兼政策推進担当部長】 承知しました。最終弁論では準備書面で万全の主張をしまして、何とかこの移管がスムーズに行えるよう万全を期してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第28号「令和4年度予算要求状況について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育委員会事務局の予算要求額については2296億7505万円を計上しており、前年度と比較して78億6855万円の増となっている。主な事業については時間の関係上、新規及び拡充の事業に絞って説明する。

まず、新型コロナウイルス感染症緊急対策関連経費であるが、基本的には令和3年度と同様の枠組みで対策を講じる。学校給食の無償化では、昨今の厳しい社会経済情勢を踏まえて、令和4年度も引き続き、児童生徒全員の給食無償化を継続することとする。続いて、教育振興基本計画の重点目標ごとの主要事業について説明すると、安心安全な教育の

実現の関連であるが、拡充とある子どもサポートネットでは、スクリーニングの制度向上を図るため、AI技術を用いましたウェブスクリーニングシステムの運用を施行、実施する。このシステムを活用することで、潜在的に支援を必要とする児童生徒の家庭への適切かつ迅速な支援につなげていく。新規と記載している不登校特例校の設置であるが、本市においても増加傾向にある不登校児童生徒の支援が喫緊の課題となっており、これまで在籍校への復帰を目的とした教育支援センターを市内3か所に設置するとともに、特別に編成された教育課程に基づく教育を行う不登校特例校の設置に向けて、検討を進めていく。検討を進める中で、不登校児童生徒の在籍校への復帰に向けた支援だけでは人間関係に不安があり、学校復帰が困難な児童生徒に対する支援が十分に対応できないなどのことから、不登校児童生徒の社会的自立に向け、多様な教育機会を確保するとともに、不登校特例校を新たに設置して、教育支援センターとの両輪による不登校児童生徒への支援を行うこととする。次に、拡充と記載している外国につながる児童生徒の受け入れ、共生のための教育推進事業では、母語、母文化の保障に向けた取組の充実や、学校における多文化共生の取組を充実させるコーディネーターを、それぞれ1名増員し、帰国来日の児童生徒に対する支援とともに、小中学校における多文化共生教育を推進していく。続いて、未来を切り拓く学力体力の向上の関連であるが、1つ目の学力向上支援チーム事業では、指導主事や指導技術に長けた元校長などから構成される支援チームが全小中学校を定期的に訪問し、実践的な指導助言を行うことで、教員の授業力向上を図るとともに、学力に課題のある児童生徒へのきめ細かい支援を行っていく。また、特に学力向上に支援を要する児童生徒の割合の多い学校に対しては、学習習慣や基礎学力の定着に向けた重点的な支援を実施していく。次に、学びを支える教育環境の充実の関連であるが、学校教育ICT活用事業では、1人1台学習者用端末を活用し、ICTを効果的に活用した適切な教育の推進を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を図っていく。また、児童生徒の情報活用能力の育成には、教員、ICT活用指導能力の更なる向上が必要となることから、ICT教育アシスタントの配置を拡充するなど、支援体制の拡充を図っていく。続いて、老朽鉄筋校舎改築事業及び校舎補修等整備事業であるが、本市では昭和40年代から50年代に多くの校舎が建設され、これらが今後、一斉に更新時期を迎えることになり、大きな財政負担が見込まれることから、中長期的なコストの縮減や予算の平準化を図るために、施設の長寿命化や予防保全の強化を行う大阪市学校施設マネジメント計画を平成29年度に策定した。本計画では、直近10年間で長寿命化工事など授業料や経費は増大するものの、今後30年間で従来手法と比較して約1200億円

のコスト削減が図られると試算している。令和4年度についても、計画に基づく事業を計上しており、学校施設の良好な環境を整備していく。

今後の予定についてであるが、財政局との折衝を行い、令和4年度予算がまとまれば、併せて教育委員会会議にお諮りする。その後、2月に市全体の予算案を市会に提出し、審議を経た上で、3月に議決を得る予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 簡単に2点だけですが、令和3年も4年も両方ともついている予算ですけども、キッズプラザ大阪への支援です。コロナで入館者数が減ったことへの補填が1億5000万となっていますが、これはどういう名目ですか。損失補填なのか、補助金なのか、それを教えていただきたいのと、その根拠として、多分協定書に基づいてだと思いますが、リスク分担というか、その辺の根拠はもちろんありますよね。その確認です。

【川本総務部長】 運営するための補助金という形で契約を結んで配付するというようにしています。

【森末委員】 そうですか。何か、協定でのリスク負担でこういう災害の場合にはお金を渡す、という形ではなかったのですか。

【川本総務部長】 これは元々そういう協定があるものではなく、三者契約はしているのですけれども、それに基づかない新たなものとしてです。

【森末委員】 そうですか。じゃあ補助要綱に基づいて補助を出したと、こういうことですか。もう1点、ブロック化による学校支援事業、これも令和3年、4年とついているのですけれども、これは4ブロックでいくらですか。これは人件費ですか。何が基本的にかかるのでしょうか。

【川本総務部長】 元々は校長経営戦略予算の加算のところの予算を編み変えて、ブロックによるそれぞれの特色ある取組に補助するという趣旨でして、多くはスクールサポーター、学習サポーターですね。そういう人的な要素で、それから、体験活動ですとか、教材に補填するとか、色々中身としてはございます。

【森末委員】 はい。わかりました。ありがとうございます。

【山本教育長】 これから拡充に向けて進んでまいりますので、何か疑問の点とかありましたら、またお寄せいただいたらと思います。ありがとうございました。

議案第122号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

前回12月14日の本教育委員会会議における委員の皆様の議論を踏まえて、事案の内容と本市職員基本条例別表への当てはめを見直して、本日改めて審議をお願いするものである。

被処分者は小学校教諭、処分内容については、懲戒処分として停職3月が相当であると考える。これは前回の説明と同じである。

当該教諭は、令和3年2月頃から5月頃までの間、少なくとも同僚教諭に対して、テレビ電話越しに自ら要求して服を脱がせたり、性的な部位を強調する姿勢をとらせた。また、平成30年4月、同僚教諭に対して車中で抱きつくなど、身体接触を行った。

次に、同僚教諭との事案の補足であるが、当該教諭は車中で自身の手を同僚教諭の手に乗せ、繋ぐなどした。また、髪に触れるなどし、降車前にハグをした。同僚教諭は当該教諭から離れたかったが、怖くて抵抗できず、固まっていた。平成30年当時、校長に相談したが、様々な思いが浮かび、その結果、訴えも何もしなかった。本年8月の時点では、現在の校長に申告をしたということで、本件事案も発覚をした。当該教諭は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第128号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校教諭で、処分内容については、懲戒処分として戒告が相当とする。

当該教諭は、令和2年10月、自身が担任の学級児童に対する指導の際に、大声で不適切な発言をし、側にあっさりとりを壁に投げあてた。補足として、教諭は教室巡回中の校長に、指導中の児童を職員室へ連れて行ってほしいと言った。児童が授業を受けられると答えたため、校長は教諭に対して、児童を教室に入れるように諭したところ、教諭は児童に向かって、全部あんたのせいやろ、大声で発した。さらに教諭は、廊下に置いてあっさりとりを持ち、階段の壁に向かって投げつけた。ちりとりは誰にも当たらず、けが人は出なかった。児童は当該教諭の顔は見たくない、怖いと訴えて、3日間欠席をし、さらに2ヶ月間、別室登校となった。当該教諭は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第129号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

清水小学校教頭の復職に伴い、1月1日付で市教育センター指導主事に充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
